



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1022	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	1
1023	〃	(〃).....	1
1024	〃	(〃).....	2
1025	〃	(〃).....	2
1026	〃	(〃).....	3
1027	〃	(〃).....	3
1028	〃	(〃).....	3
1029	〃	(〃).....	4
1030	〃	(〃).....	4
1031	〃	(〃).....	4
1032	道路の供用開始	(道路保全課).....	5
1033	道路の区域変更	(〃).....	5
1034	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5
1035	交通警察事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(警察本部).....	6

告 示

和歌山県告示第1022号

和歌山県和歌山市西浜の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年2月1日まで
- 成果の名称
和歌山県和歌山市西浜の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域
和歌山県和歌山市西浜の一部地区
- 認証年月日
令和6年11月8日

和歌山県告示第1023号

和歌山県和歌山市北出島・南出島の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告す

る。

令和6年11月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年1月31日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市北出島・南出島の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市北出島・南出島の各一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月8日

和歌山県告示第1024号

和歌山県和歌山市西浜・雑賀崎の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年1月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県和歌山市西浜・雑賀崎の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県和歌山市西浜・雑賀崎の各一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月8日

和歌山県告示第1025号

和歌山県田辺市中辺路町西谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年2月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町西谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町西谷の一部地区
- 5 認証年月日

令和6年11月8日

和歌山県告示第1026号

和歌山県田辺市中辺路町北郡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年1月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市中辺路町北郡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市中辺路町北郡の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月8日

和歌山県告示第1027号

和歌山県田辺市下川下の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年2月16日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市下川下の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市下川下の一部地区
- 5 認証年月日
令和6年11月8日

和歌山県告示第1028号

和歌山県田辺市目良地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
令和4年4月1日から令和6年2月20日まで
- 3 成果の名称

和歌山県田辺市目良地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県田辺市目良地区

5 認証年月日

令和6年11月8日

和歌山県告示第1029号

和歌山県有田郡有田川町大字松原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

令和3年3月9日から令和6年1月19日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字松原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字松原の一部地区

5 認証年月日

令和6年11月8日

和歌山県告示第1030号

和歌山県有田郡有田川町大字川合の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

令和3年6月25日から令和6年1月19日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字川合の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字川合の一部地区

5 認証年月日

令和6年11月8日

和歌山県告示第1031号

和歌山県有田郡有田川町大字川合の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

令和3年6月25日から令和6年1月19日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字川合の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字川合の一部地区

5 認証年月日

令和6年11月8日

和歌山県告示第1032号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年11月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦本宮線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町中ノ川字楠橋809番1地先から同町高遠井字本ノ前129番7地先まで

供用開始の期日 令和6年11月19日

和歌山県告示第1033号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年11月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 小豆島岩出線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
岩出市中黒字坂ノ上96番1地先から同市中黒字坂ノ上25番2地先まで	旧	5.54 } 8.72	219.43	
同上	新	10.79 } 14.87	219.43	

和歌山県告示第1034号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和6年11月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3672	岩出市森字宮裏245番3の一部、里道	岩出市岡田389番地の1 紀北地所株式会社 代表取締役 山本康貴	令和 6.11.6	6.00	54.08
				6.00	26.29

和歌山県告示第1035号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、交通警察事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

令和6年11月19日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

(1) 調達役務の名称

交通警察事務委託業務

(2) 調達役務の内容等

次に掲げる業務を交通警察事務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により実施するものとする。

ア 運転免許事務の補助等業務

イ 自動車保管場所証明事務

(ア) 自動車保管場所調査事務

(イ) 自動車保管場所電算入力等関係事務

2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2に規定する免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると和歌山県公安委員会が認める法人で、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札の参加を停止されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 和歌山県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(5) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者のうちその更生手続に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定を受けている者であること。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者及びこれがなされていない者であること又は同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者のうちその再生手続に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定を受けている者であること。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力

団及びその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者並びに暴力団等が経営に実質的に関与していない者であること。

(9) 暴力団等に対する資金等の供給及び便宜の供与をしていない者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) 和歌山県公安委員会へ提出する資格審査申請書類

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 事業経歴書

ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

エ 直近3年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類）

オ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

（ア）法人税並びに消費税及び地方消費税

（イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税（延滞金等を含む。）全税目

(2) 和歌山県へ提出する資格審査申請書類

(1) の資格審査申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 誓約書

ウ 委任状（申請者が代理人を選任した場合）

エ 和歌山県公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し

(3) (1) のア及びイ並びに (2) のアからウまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、令和6年11月19日（火）から令和7年2月4日（火）までの間に、和歌山県物品・役務電子調達システムからダウンロードすること。また、同期間のうち和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時まで（令和6年11月19日（火）は午後1時から午後5時まで）の間、5の（1）のアに掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) 及び (2) に掲げる申請書類について質問がある者は、令和6年11月19日（火）から同年12月9日（月）までの間に和歌山県警察本部交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

なお、質問に対しては、原則として令和6年12月9日（月）までに回答するものとする。

4 資格審査申請書類の配布場所

5の（1）のアに同じ。

5 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間

(1) 和歌山県公安委員会への資格審査申請

ア 提出場所

交通規制課

和歌山市西46番地1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

メールアドレス e8402001@pref.wakayama.lg.jp

イ 提出期間

3の（1）に掲げる申請書類を、令和6年11月19日（火）から同年12月10日（火）までの県の休日

を除く日の午前9時から午後5時まで（同年11月19日（火）は午後1時から午後5時まで）の間に、
(1) のアに掲げる場所に提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留で令和6年12月10日（火）午後5時までに（1）のアに掲げる場所に必着させなければならない。

(2) 和歌山県への資格審査申請

ア 提出場所

(1) のアに同じ。

イ 提出期間

3の（2）に掲げる申請書類を、（1）の資格審査申請の結果、和歌山県公安委員会から有資格者である旨の通知を受けた日から令和7年1月10日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、（1）のアに掲げる場所に提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留で令和7年1月10日（金）午後5時までに（1）のアに掲げる場所に必着させなければならない。

6 資格審査の結果通知

(1) 5の（1）の結果通知

郵便により令和6年12月23日（月）までに通知する。

(2) 5の（2）の結果通知

郵便により令和7年1月20日（月）までに通知する。

7 総合評価一般競争入札の参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 総合評価一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

ア 和歌山県公安委員会への理由の説明の求め

令和7年1月6日（月）午後5時まで

イ 和歌山県への理由の説明の求め

令和7年1月31日（金）午後5時まで

(2) (1) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(3) (1) のア及びイの求めに対する回答については、次に掲げるところにより当該説明を求めた者に対して書面で行うものとする。

ア (1) のアに対する回答

令和7年1月10日（金）までに回答するものとする。

イ (1) のイに対する回答

令和7年2月4日（火）までに回答するものとする。

(4) (1) の書面の提出先は、5の（1）のアに掲げる場所とする。